

「岩手県の最低工賃」の改正について

最低工賃改正の基本的な考え方

最低工賃は別紙の【標準能率】により定めることとされているが、このような手法で初級熟練者の作業能率を求めることは、現実的には困難であることから、令和3年6月の最低工賃改正のため令和2年度に開催された最低工賃専門部会で次の手法で最低工賃を設定することが了承された（令和2年度岩手地方労働審議会了承）。

「最低工賃の（1時間当たりの）目安額を定め、相当数の家内労働者数が適用になる品目、工程、企画に見直す」というもので、

- (1) 目安額は、本省が実施している最新の家内労働実態調査に地域間格差を乗じ初級熟練者の作業能率（標準能率）を勘案して定める
 - (2) 品目、工程、規格は、地方局で実施している家内労働実態調査により、設定している品目、工程、規格に相当数の家内労働者が合致しているかを確認し必要な見直しを行う
- ことにしたものである。

- ① 令和2年度最低工賃専門部会における最新の調査は「平成29年家内労働実態調査」であり、「業種、性・類型別家内労働者1人1時間当たりの平均工賃額」によると、電気機械器具製造業に係る業種の全国平均工賃額は、

- ・電子部品・デバイス製造業 634円
- ・電気機械器具製造業 545円
- ・情報通信機械器具製造業 497円 単純平均額 559円

- ② この559円は全国平均であることから、岩手の状況を「毎月勤労統計調査」の「事業所30人以上、調査産業計」により推計すると、全国平均を100とした場合の岩手県内の一人平均月間所定内給与額は、平成29年で82.06となっており、 $559円 \times 82.1 / 100 \div 459円$ と推計される。

- ③ 初級熟練者の標準能率については、「最低工賃決定の手引き」の品目別及び1時間当たり作業量（又は単位品目当たりの所要時間）別家内労働者の分布状況の（表示例）⑥図を参考に初級熟練者の標準能率を家内労働者平均の8割と定め、 $459円 \times 0.8 \div 367円$ この金額を電気機械器具製造業に従事する家内労働初級熟練者の平均的な時間額の目安とした。（関係労使からの意見聴取し部会審議により決定）

「岩手県の最低工賃」の改正について

○ 最新の家内労働実態調査結果（令和 2 年調査）

・ 電子部品・デバイス製造業	5 6 2 円	（平成 2 9 年 6 3 4 円）
・ 電気機械器具製造業	4 9 5 円	（平成 2 9 年 5 4 5 円）
・ 情報通信機械器具製造業	4 7 7 円	（平成 2 9 年 4 9 7 円）
単純平均	5 1 2 円	（5 5 9 円）

○ 令和 2 年調査時の毎月勤労統計調査（令和 2 年地方調査）の事業所規模 3 0 人以上、調査産業計、所定内給与

全国 2 7 1, 0 2 5 円

岩手 2 2 9, 7 4 2 円

$$2 7 1, 0 2 5 \div 2 2 9, 7 4 2 \div 8 4. 7 7$$

○ 最低工賃目安額

電気機械器具製造業

$$5 1 2 \text{ 円} \times 8 4. 7 7 \times 8 0 \% \div 3 4 6 \text{ 円} \quad (\text{前回 } 3 6 7 \text{ 円})$$

※家内労働実態調査は令和 5 年度調査実施しており、結果は令和 6 年度に公表予定。

「岩手県の最低工賃」の改正について

別紙

【標準能率】

最低工賃は、同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮しつつ、初級熟練者が標準的な作業条件と作業速度をもって作業したときの作業能率により定めることとされている。(標準能率)

【初級熟練者の作業能率】

具体的には、それぞれの業種又は工程によって経験年数及び作業量を勘案した上で初級熟練者の範囲を定め、当該最低工賃が適用される家内労働者全体の作業量分布及び経験年数を把握し、初級熟練者がどの位置（作業量）に当たるかを見て標準能率を求めるということである。一般的に、初級熟練者の作業能率は、作業量分布の平均や中位数よりも低い位置にあるのが通常であるとされている。（「最低工賃決定の手引き」厚生労働省（R2.3.3 一部改正））。

第1表 家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数及び委託者数の推移

区 分			昭和45年	48年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	21年	22年	27年	令和 2 年	3 年	4 年
家内労働 従事者数 (対前年比率)			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
			2,017,100	2,041,200	1,725,700	1,415,500	1,223,200	951,800	576,701	347,084	216,625	151,950	141,131	114,655	108,539	100,462	98,339
				(0.2%)	(△ 5.9%)	(△ 1.9%)	(△ 3.2%)	(△ 6.0%)	(△ 12.3%)	(△ 9.2%)	(△ 4.4%)	(△ 15.3%)	(△ 7.1%)	(△ 2.1%)	(0.2%)	(△ 7.4%)	(△ 2.1%)
家内労働 者 数 (対前年比率)			1,811,200	1,844,400	1,563,700	1,313,900	1,149,000	903,400	549,585	331,831	207,142	145,151	136,289	111,038	105,301	97,122	95,108
				(0.2%)	(△ 5.5%)	(△ 2.1%)	(△ 3.2%)	(△ 5.7%)	(△ 12.3%)	(△ 9.1%)	(△ 4.2%)	(△ 15.5%)	(△ 6.1%)	(△ 1.8%)	(0.2%)	(△ 7.8%)	(△ 2.1%)
	性 別	男 性	139,500	136,600	125,200	101,900	78,100	58,500	36,443	23,888	18,758	14,274	13,191	11,840	11,220	11,146	11,141
			[7.7%]	[7.4%]	[8.0%]	[7.8%]	[6.8%]	[6.5%]	[6.6%]	[7.2%]	[9.1%]	[9.8%]	[9.7%]	[10.7%]	[10.7%]	[11.5%]	[11.7%]
		女 性	1,671,700	1,707,800	1,438,500	1,212,000	1,070,900	844,800	513,142	307,943	188,384	130,877	123,098	99,198	94,081	85,976	83,967
			[92.3%]	[92.6%]	[92.0%]	[92.2%]	[93.2%]	[93.5%]	[93.4%]	[92.8%]	[90.9%]	[90.2%]	[90.3%]	[89.3%]	[89.3%]	[88.5%]	[88.3%]
	類 型 別	専 業	171,000	171,000	134,800	101,400	76,200	50,400	31,848	16,914	10,813	7,348	5,900	5,343	4,905	4,512	4,308
			[9.4%]	[9.3%]	[8.6%]	[7.7%]	[6.6%]	[5.6%]	[5.8%]	[5.1%]	[5.2%]	[5.1%]	[4.3%]	[4.8%]	[4.7%]	[4.6%]	[4.5%]
		内 職	1,597,200	1,633,600	1,393,800	1,189,500	1,058,500	843,500	512,900	311,835	193,778	136,541	129,577	104,929	99,244	91,508	89,278
			[88.2%]	[88.6%]	[89.1%]	[90.5%]	[92.1%]	[93.4%]	[93.3%]	[94.0%]	[93.6%]	[94.1%]	[95.1%]	[94.5%]	[94.2%]	[94.2%]	[93.9%]
		副 業	43,000	39,800	35,100	23,000	14,300	9,400	4,837	3,082	2,551	1,262	812	766	1,152	1,102	1,522
			[2.4%]	[2.2%]	[2.2%]	[1.8%]	[1.2%]	[1.0%]	[0.9%]	[0.9%]	[1.2%]	[0.9%]	[0.6%]	[0.7%]	[1.1%]	[1.1%]	[1.6%]
補 助 者 数			205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116	15,253	9,483	6,799	4,842	3,617	3,238	3,340	3,231
委 託 者 数			113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538	24,116	15,010	10,982	10,447	7,760	7,500	7,139	7,017

注1： 「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2： []は、性及び類型別の構成比である。

注3： 昭和45年から平成2年までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県			家内労働 従事者数	家内労働者数	補助者数	委託者数	代理人数
			人	人	人		人
全	国		98,339	95,108	3,231	7,017	351
北海道			816	804	12	85	0
青森県			806	797	9	68	0
岩手県			1,046	1,040	6	98	2
宮城県			989	981	8	105	8
秋田県			1,349	1,307	42	132	0
山形県			1,742	1,717	25	177	5
福島県			1,831	1,809	22	156	0
茨城県			1,966	1,912	54	148	61
栃木県			1,067	1,045	22	108	1
群馬県			3,562	3,305	257	205	7
埼玉県			4,698	4,613	85	357	23
千葉県			1,784	1,763	21	135	1
東京都			8,868	8,596	272	802	0
神奈川県			1,635	1,609	26	101	3
新潟県			2,334	2,247	87	176	5
富山県			1,238	1,162	76	113	27
石川県			1,711	1,629	82	149	0
福井県			1,681	1,631	50	159	18
山梨県			1,549	1,527	22	170	0
長野県			2,950	2,869	81	215	0
岐阜県			1,985	1,756	229	146	1
静岡県			6,473	6,273	200	282	56
愛知県			7,456	7,141	315	336	4
三重県			2,784	2,655	129	133	0
滋賀県			2,887	2,850	37	147	3
京都府			2,830	2,703	127	196	3
大阪府			6,641	6,433	208	394	45
兵庫県			3,131	2,881	250	171	3
奈良県			1,778	1,743	35	151	3
和歌山県			501	484	17	33	0
鳥取県			934	919	15	96	0
島根県			756	712	44	92	3
岡山県			2,780	2,674	106	141	0
広島県			1,998	1,952	46	114	41
山口県			1,335	1,320	15	96	0
徳島県			562	553	9	43	23
香川県			1,191	1,153	38	102	3
愛媛県			2,262	2,236	26	168	0
高知県			593	581	12	40	1
福岡県			1683	1624	59	110	0
佐賀県			775	764	11	87	0
長崎県			202	202	0	31	0
熊本県			900	896	4	87	0
大分県			347	343	4	26	1
宮崎県			950	920	30	65	0
鹿児島県			729	723	6	49	0
沖縄県			254	254	0	22	0

様式第1号

令和4年度家内労働概況調査票A

岩手 労働局

業種 (産業分類番号(中分類))	委託者数			代理人 数	家内労働者数						補助者数					
	計	製造・販 売業者	請負 業者		計	性 別		類型別			計	性 別		類型別		
						男	女	専業	内職	副業		男	女	専業	内職	副業
食料品製造業 (E9,10)																
繊維工業 (E11)	47	15	32	1	378	8	370		375	3	3		3		3	
木材・木製品・家具・装備品製造業 (E12,13)																
紙・紙加工品製造業 (E14)																
印刷・同関連及び出版業 (E15,G41)	2	2			18	1	17		18							
ゴム製品製造業 (E19)	1		1		11		11		11							
皮革製品製造業 (E20)	3	1	2	1	31	1	30		31							
窯業・土石製品製造業 (E21)																
金属製品製造業 (E24)	4	3	1		12		12		12							
電子部品・デバイス製造業 (E28)	14	7	7		217	65	152	10	199	8						
電気機械器具製造業 (E29)	6	1	5		64	12	52		64							
情報通信機械器具製造業 (E30)	3	1	2		12	3	9		12							
機械器具等製造業 (E16,22,23,25,26,27,31)	5	3	2		113	8	105	2	111							
その他(雑貨等) (E18,32)	13	7	6		184	12	172		184		3	2	1		3	
合 計	98	40	58	2	1040	110	930	12	1017	11	6	2	4		6	

令和4年度家内労働概況調査票B

岩手労働局

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数						具体的業務名
	計	性別		類型別			
		男	女	専業	内職	副業	
① プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業 〔労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第3号（以下、「第46条の18第3号」という）イに該当する作業従事者数を含む。〕	2人 ()	人 ()	2人 ()	2人 ()	人 ()	人 ()	ボール盤、研削盤によるアルミの面取り作業
② 有機溶剤又は有機溶剤含有物を使用する作業 〔第46条の18第3号ハに該当する作業従事者数を含む。〕	6人 ()	人 ()	6人 ()	人 ()	6人 ()	人 ()	靴の接着作業
③ 鉛又は鉛化合物を使用する作業 〔第46条の18第3号ロに該当する作業従事者数を含む。〕	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
④ 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 〔第46条の18第3号ニに該当する作業従事者数を含む。〕	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
⑤ 動力により駆動される機械を使用する作業 〔第46条の18第3号ホに該当する作業従事者数を含む。〕	66人 ()	1人 ()	65人 ()	人 ()	64人 ()	2人 ()	動力マシンによる縫製作業
⑥ 木工機械を使用する作業 〔第46条の18第3号ヘに該当する作業従事者数を含む。〕	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
⑦ 火薬類を使用する作業	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
⑧ 上記①から⑦までの作業を除く危険有害業務	13人 ()	1人 ()	12人 ()	人 ()	13人 ()	人 ()	金槌によるハトメ作業 金属ヤスリによるバリ取り作業
合 計	87人 ()	2人 ()	85人 ()	2人 ()	83人 ()	2人 ()	

(注) 上記には労災保険特別加入対象作業従事者を含めること。
 複数の作業に重複して従事する家内労働者等がいる場合には、当該作業の種類ごとにそれぞれ人数を計上すること。ただし、「合計」欄には実人数を記入すること。
 () 内に内数として補助者数を記入すること。

岩手県の最低工賃

「既製洋服製造業」 「電気機械器具製造業」

委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、営業所に帳簿を備え付けなければなりません。

- 1 上記の該当業種で次頁以降に掲げる業務を家内労働者に委託する場合は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません(家内労働法第14条)。
- 2 工賃は、原則として通貨でその全額を支払わなければなりません。ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、家内労働者の預金口座又は貯金口座への振込みにより支払うことができます。
工賃は、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内、毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その日から1か月以内に支払わなければなりません(家内労働法第6条)。
- 3 委託者は、家内労働者と新しく委託契約を結んだときは、家内労働者に家内労働手帳を交付し、業務を委託したり物品を受領した都度、家内労働手帳に次の事項を記入しなければなりません(家内労働法第3条)。
 - (1) 新しく委託契約を結んだとき(基本委託条件の通知) → 家内労働者の氏名・住所、委託者の氏名、営業所の名称・所在地、工賃の支払方法、物品の受渡し場所、不良品の取扱いに関する定めなど
 - (2) 業務を委託した都度(注文伝票) → 委託年月日、品名及び委託業務の内容、納入させる物品の数量、工賃単価、納品の時期、工賃支払期日など
 - (3) 物品を受領した都度(受入伝票) → 受領年月日、品名、受領した物品の数量、工賃単価、工賃支払額、製品の受領印など
- 4 委託者は、家内労働者ごとに、氏名や委託条件のほか、次の事項を記入した帳簿を営業所に備え付けておかねばなりません。この帳簿は、最後に記入した日から5年間保存しなければなりません(家内労働法第27条)。
 - (1) 業務を委託した都度 → 委託年月日、委託業務の内容、納入させる物品の数量、工賃単価、納品の時期、工賃支払期日
 - (2) 物品を受領した都度 → 受領年月日、受領した物品の数量
 - (3) 工賃支払の都度 → 支払年月日、支払工賃総額など

● 委託状況届・家内労働死傷病届を労働基準監督署に忘れずに提出しましょう

- 1 委託状況届の提出
委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合は遅滞なく、それ以降は毎年4月1日現在の状況を4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません(家内労働法第26条)。
- 2 家内労働死傷病届の提出
委託者は、委託した業務のため、家内労働者又は補助者がけがや病気で4日以上休業した場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を労働基準監督署に遅滞なく提出しなければなりません(家内労働法第26条)。

● 委託業務によるけがや健康障害を防止するため必要な措置をとりましょう

委託者は、委託業務に関して機械器具又は原材料などを家内労働者に譲渡、貸与又は提供する場合には、これらによるけがや健康障害を防止するため、次のような措置を講じなければなりません(家内労働法第17条)。

【措置事例】

- ・ プレス機械などに安全装置を取り付けること。
- ・ 機械の回転軸、バフ盤などに覆い・囲いを取り付けること。
- ・ 業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を記載した「作業心得」などの書面を家内労働者に交付すること。
- ・ 有機溶剤、有機溶剤を含んだ絵具・接着剤、鉛化合物を含んだ絵具・塗料については、漏れたり発散するおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を表示すること。

詳しいことは下記へお問い合わせ下さい

岩手労働局 労働基準部 賃金室 019-604-3008

盛岡労働基準監督署 019-604-2530
宮古労働基準監督署 0193-62-6455
釜石労働基準監督署 0193-23-0651
花巻労働基準監督署 0198-23-5231

一関労働基準監督署 0191-23-4125
大船渡労働基準監督署 0192-26-5231
二戸労働基準監督署 0195-23-4131

岩手県既製洋服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 岩手県の区域内で女子・男子既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 女子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額			
		単 位	ワンピース 又は ブラウス	ジャケット 又は コート	スカート 又は スラックス
千鳥がけ	長さが3cm間に6個以上	1 か所につき	10 円	11 円	10 円
星入れ	長さが3cm間に3針以上	10cmにつき	16 円	16 円	
まつり	長さが3cm間に4針以上	10cmにつき	10 円	10 円	9 円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	1組につき	23 円	23 円	23 円
かぎホック付け	前かん、大きさ共通	1組につき	21 円	21 円	21 円
	スプリングホック、大きさ共通	1組につき	23 円	23 円	23 円
玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5cm以内	1個につき	15 円	15 円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	1 か所につき	7 円		
ボタン付け	根巻きなし	1個につき	8 円	11 円	7 円
	根巻きあり	1個につき	10 円	12 円	9 円
	力ボタン付き、根巻きあり	1個につき	12 円	13 円	12 円
鎖系ループ付け	糸ループの長さ共通	1 か所につき	6 円	6 円	6 円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	8 円	8 円	8 円
セツパ止め	3針以上	1 か所につき	4 円	4 円	4 円
腰裏タッキング止め	3針以上	1か所につき			5 円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	8 円	8 円	8 円
肩パット付け	3か所以上、ループ止め	1 組につき	31 円	31 円	
糸くず取り		1枚につき	25 円	25 円	17 円

(2) 男子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額			
		単 位	背広上衣 又は ジャケット	コート	スラックス
上襟付けまつり	針目が3 cm間隔に6 針以上	1 枚(30 cm)につき	42 円		
そで付け裏まつり	針目が3 cm間隔に9 針以上	1 枚(60 cm×2)につき	176 円		
前裏すそまつり	針目が3 cm間隔に5 針以上	1 枚(30 cm×2)につき	65 円		
見返し7mm 星入れ	針目が3 cm間隔に4 針以上	1 枚(45 cm×2)につき	101 円		
そで口裏まつり	針目が3 cm間隔に9 針以上	1 枚(32 cm×2)につき	75 円		
背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ1 cm	1 枚につき	15 円	19 円	
ベントまつり	針目が3 cm間隔に6 針以上	10 cmにつき	20 円	25 円	
ベント止め	2 本糸で×印しつけ止め	1 か所につき	10 円	9 円	
ボタン付け	大・中ボタン(4 つ穴)、糸足つき根巻きあり	1 個につき		16 円	
	中ボタン(4 つ穴)、根巻きあり	1 個につき	12 円		
	小ボタン(4 つ穴)、根巻きなし	1 個につき	10 円	14 円	
	小ボタン、糸足つき根巻きあり	1 個につき			12 円
腰裏タッキング止め	3 針以上	1 か所につき			3 円
腰裏後端まつり	針目が3 cm間隔に10 針以上	1 本につき			11 円
前立てまつり	針目が3 cm間隔に6 針以上	1 本につき			14 円
天ぐ裏まつり		1 本につき			14 円
シックまつり		1 本につき			26 円
小またちどり		1 本につき			16 円
内またちどり		1 本につき			20 円
尻縫目ちどり		1 本につき			15 円
糸くず取り		1 枚につき	32 円	92 円	29 円

発効年月日 令和4年6月1日

岩手県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 岩手県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
電子部品(印刷回路基板に用いるものに限る。)	リード線の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 53銭
	リード線の切り	2本のリード線について行うもの	1個につき 58銭
	コイルの巻線(巻線機を使用するものに限る。)	ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下の導線で、かつ、巻数25回以下のもの	1個につき 2円52銭
	コイルのからげ	線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下の導線を、端子2本にそれぞれ2回以上からげるもの	1個につき 1円84銭
	コンデンサーの外観検査	素地のキズ、汚れ、リード線の曲がりの検査をバラ状で行うもの	1端子につき 8銭
ワイヤーハーネス	コネクタ端子差し(電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	自動車用で、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 37銭
		自動車用以外のもので、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 31銭
	チューブ通し(電線の被覆を保護するため電線を丸チューブに通し入れることをいう。)	自動車用で、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 58銭
		自動車用以外のもので、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 49銭
トランス	手作業によるコア詰め(E・Iコアを詰め込むものに限る。)	長さが35ミリメートル以上48ミリメートル以下で、かつ、厚みが0.5ミリメートルのコアを25枚以上35枚以下の枚数詰め込むもの	1個につき 12円24銭

発効年月日 令和3年6月1日